割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年５月２０日
経済産業省
商務・サービスグループ
商取引・消費経済政策課

「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和８年３月１９日（火）から令和８年４月１７日（水）まで意見公募手続を実施した結果、２件の御意見が提出されました。

提出された御意見及びそれに対する考え方は以下のとおりです。

| | 提出された御意見 | 考え方 |
|---|---|---|
| １ | 施行規則第 118 条１項５号について、従前は犯罪収益移転防止法施行規則第６条１項１号のイホヘトヌの方法に限定されていたにもかかわらず、改正後はその方法に限定がなくなった（すべての方法が対象になった）背景・理由をご教示いただきたい。 | 現行の割賦販売法施行規則第 118 条１項５号は、同号が定める本人確認書類（以下単に「本人確認書類」という。）を用いて犯収法第４条に基づく取引時確認が行われた場合にのみを適用対象とする趣旨で「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト若しくはヌに掲げる方法」という限定を設けております。今般の改正は、犯収法施行規則の改正に伴い、原案のように改正することとしております。改正案は、本人確認書類を「用いて」取引時確認を行った場合を適用対象としておりますが、本人確認書類を利用した犯収法施行規則上の取引時確認方法は限定されていることから、改正案においては、同規則に規定されている取引時確認方法の全てが対象となるものではございません。 |
| ２ | 改正割販法によると、犯収法規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永者証明書又は同号ハに規定する在留カード（写真無し）若しくは特別永住者証明書（写真 | 免許情報記録個人番号カード（道路交通法第 95 条の２第４項）は、「道路交通法第 92 条第１項に規定する運転免許証及び同法第 105 条の２第１項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成２４年４月１日以降 |

| | | |
|---|---|---|
| | 無し）を用いて本人特定事項の確認を行った場合において、当該本人確認書類の本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号が基礎特定信用情報に含まれると理解している。<br>個人番号カード（マイナンバーカード）と一体化されたこれら本人確認書類（マイナ運転免許証等）を用いて本人特定事項の確認を行った場合は、マイナンバーカードを用いて確認を行ったものとして、当該本人確認書類の番号、記号その他の符号は基礎特定信用情報に含まれないとする理解で相違ないか。<br>一方で顧客が一体化されたこれら本人確認書類（マイナ運転免許証等）を用いて本人特定事項の確認を行う際に運転免許証をもって本人確認を行う事を選択した場合は、運転免許証をもって確認を行った場合として、当該運転免許証番号は基礎特定信用情報に含まれることとなる理解である。<br>事業者の立場から顧客に対し、一体化された本人確認書類の内どちらを優先して本人確認書類として利用すべき等の案内を行う事を期待されているか。 | のものに限る。）」（犯罪収益移転防止法施行規則第７条第１項第１号イ）に該当しないことから、割賦販売法施行規則第 118 条１項５号の本人確認書類の１つである「運転免許証等」に該当しません。そのため、犯収法第４条に基づく取引時確認の際に用いられた個人番号カード（番号利用法第２条第７項）が、免許情報記録個人番号カードであっても、割賦販売法施行規則第 118 条１項５号は適用されないものと解されます。 |

※このほか、本件意見募集とは直接関係のない御意見（２件）を承っておりますが、当該意見に対する経済産業省の考えはお示しいたしません。